

都，州，市，郡，カン，コミューン，サンカットの評議員，村長及び市，
郡の行政の国民事務局長に対する月給の支給の決定に関する政令

- カンボジアの憲法
- カンボジアの首相の任命に関する王令 NS/RKT/0913/903 号 2013 年 9 月 24 日付
- カンボジアの首相の委員の修正及び補充に関する王令 NS/RKT/1213/1393 号 2013 年 12 月 21 日付
- 内閣の構成に関する法律を公布する王令 02/NS/94 号 1994 年 7 月 20 日付
- 内務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0196/08 号 1996 年 1 月 24 日付
- 経済財務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0196/18 号 1996 年 1 月 24 日付
- 総務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/1213/016 号 2013 年 12 月 9 日付
- 公的予算制度に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0508/016 号 2008 年 5 月 13 日付
- 都・州・市・カンの行政支配に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0508/017 号 2008 年 5 月 24 日付
- コミューン・サンカットの行政支配に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0301/05 号 2001 年 3 月 19 日付
- 都評議会・州評議会・市評議会・カン評議会選任ための選挙に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0508/018 号 2008 年 5 月 24 日付
- 公的予算及び国政の財産の管理に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0611/011 号 2011 年 6 月 17 日付
- 民主国家の発展のための国家委員会の結成に関する王令 NS/RKT/1208 号 2008 年 12 月 31 日付
- 第 2 任期の都評議会・州評議会・市評議会・郡評議会・カン評議会に関する政令 ONKr.BrK22 号 2014 年 1 月 15 日付
- 内務大臣，経済財務大臣，総務大臣の請願
を見て決定

第1章

総則

第1条

都，州，市，郡，カン，コミューン，サンカットの評議員，村の公務員及び窓口事務局を設立した市，郡，カンの行政の国民事務局長に対する月給の支給を上げる目的である。

第2条

この政令の目標：

- 都，州，市，郡，カン，コミューン，サンカットの評議員，村の公務員及び窓口事務局を設立した市，郡，カンの行政の国民事務局長に対する月給の支給率を再決定すること。
- 都，州，市，郡，カン，コミューン，サンカットの評議員，村の公務員及び窓口事務局を設立した市，郡，カンの行政の国民事務局長に対する月給の支給の提供措置を決定すること。

第3条

この政令は，都評議会，州評議会，市評議会，郡評議会，カン評議会，コミューン評議会，サンカット評議会，村の公務員及び窓口事務局を設立した地位にある市，郡，カンの行政の国民事務局長に及ぶ。

第2章

月給の支給の決定

第4条

都・州の評議員，市と郡・カンの評議員，コミューン・サンカットの評議員，村の公務員に対する月給の支給を以下のとおりに定めた：

№	説明	支給（リエル）
1	都評議長 州評議長	1090000 (272.5\$)

2	都評議員 州評議員	870000 (217.5\$)
3	市評議長 郡評議長 カン評議長	810000 (202.5\$)
4	市評議員 郡評議員 カン評議員	650000 (162.5\$)
5	コミューン長 サンカット長	750000 (187.5\$)
6	コミューンの第1アシスタント 第1副サンカット長 コミューンの第2アシスタント 第2副サンカット長	550000 (137.5\$)
7	コミューン評議員 サンカット評議員	480000 (120\$)
8	村長	200000 (50\$)
9	副村長	160000 (40\$)
10	村員	140000 (35\$)

第5条

窓口事務局を設立した市、郡、カンの行政の国民事務局長に対する月給の支給は650000（ろくじゅうごまん）リエルと定められた。

第6条

この政令に定められた第4条及び第5条の月給の支給は、2016年4月1日から施行する。

上記の月給の支給の修正については、内務大臣、経済財務大臣、総務大臣の請願による政令で定めなければならない。

第3章

月給の支給の措置

第7条

この政令に定められた第4条及び第5条の月給の支給の提供は、銀行制で支払う。

内務省、経済財務省、総務省は、2016年内に銀行制で月給の支給の提供をして協力しなければならない。

第8条

都、州、市、郡、カン、コミューン、サンカットの評議員、村の公務員及び退職していない国民事務局長には、元々の機関から基本の給料及び家族俸給、そしてこの政令に定めた月給の支給をもらえる。

都、州、市、郡、カン、コミューン、サンカットの評議員、村の公務員及び国民事務局長で、元々の機関を退職させられた又は専門知識や就労能力を喪失した本人は、この政令に定めた月給の支給、そして他の法令の規定に従って、恩給又は専門知識又は就労能力を失う補償金及び他の支給をもらえる。

第9条

都、州、市、郡、カン、コミューン、サンカットの評議員、村の公務員及び他の地位に就く国民事務局長のアシスタント、秘書、及び同地位の公務員は、一つの月給の支給又は職務の俸給しかもらえない。

第4章

最終条項

第10条

都、州、市、郡、カンの評議員の月給の支給に関する政令 214 ONKr.BK 号 2009年 12月 14日付、コミューン、サンカットの評議員、村の公務員の月給の支給に関する政令 341 ONKr.BK 号 2014年 12月 31日付、コミューン、サンカットの評議員の月給

の支給に関する政令 65 ONKr.BK 号 2015 年 5 月 25 日付及び窓口事務局を設立した都、郡、カンの行政の国民事務局長の月給の支給に関する政令 89 ONKr.BK 号 2014 年 3 月 5 日付は、2016 年 4 月 1 日から廃止とみなす。

第 11 条

閣僚担当大臣，内務大臣，経済財務大臣，総務大臣，全ての省大臣及び全ての関連機関長，都評議会，都知事，州評議会，州知事，市評議会，市知事，郡評議会，郡知事，カン評議会，カン知事，コミューン評議会，サンカット評議会，コミューン長，サンカット長は，指印した日から，この政令に従って，各自の職務を責任をもって行わなければならない。

プノンペン，2016 年 3 月 9 日

首相 署名 Hun Sen